

奈良県告示第四百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和二年七月一日現在の地番による。）
大和高田市大字大中九〇番一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社浅利工務店 代表取締役 浅利直樹
- 三 申請者住所 大和高田市大字秋吉一九六番地の二
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 三二・七八メートル
- 六 指定年月日 令和二年七月七日
- 七 指定番号 高土第三一一〇号